



令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰対策

低所得者世帯支援給付金

(こども加算 5万円/人 こども人数)のご案内

- 令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得者世帯支援給付金の令和6年住民税非課税化給付、令和6年均等割のみ課税化給付の対象となる世帯の18歳以下の児童に対して、児童1名につき5万円の加算給付を行います。(平成18年4月2日以降に生まれた児童で、18歳に達した最初の3月31日までの児童が対象です)
- この給付金は差押禁止等及び非課税の給付金です。
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和5年法律第81号)

給付金の支給額

対象児童1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

高取町が確認書(または申請書)を受理した月の翌月末が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる児童 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の方が令和6年1月1日以前からお住まいで、世帯全員の令和6年度「住民税均等割非課税、均等割のみ課税」されている世帯

世帯の中に「令和6年1月2日以降に転入」された方が居り、世帯全員の令和6年度「住民税均等割非課税、均等割のみ課税」されている世帯

高取町から
確認書が届きます(要返送)

※返送期限は確認書に記載しています

令和6年6月3日時点(基準日)で高取町に住民登録がある世帯に対して、高取町から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限: 申請書に記載しています。



申請時点で住民登録のある高取町に申請してください。

【申請書配布先】高取町福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税非課税世帯に該当する世帯において扶養される児童

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から高取町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、高取町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、令和6年10月31日までに高取町に返信してください。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯のすべての方が令和6年度住民税均等割非課税の世帯

世帯の中に、令和6年1月2日以降に高取町外から転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に令和6年10月31日までに高取町（福祉課）に、直接または郵送でご提出ください。



II 令和6年度住民税均等割のみ課税（所得割非課税）に該当する世帯において扶養される児童

- 対象となる世帯には、高取町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、令和6年10月31日までに高取町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯の中で少なくとも一人が令和6年度住民税均等割のみ課税の世帯（所得割非課税であること）



電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



***本給付金は差押え禁止及び所得としては非課税扱いになります。**

お問い合わせ

高取町福祉課
令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰
対策低所得者世帯支援金（給付金）窓口



0744-52-3334

受付時間（月曜日～金曜日）

平日 8:30～17:15